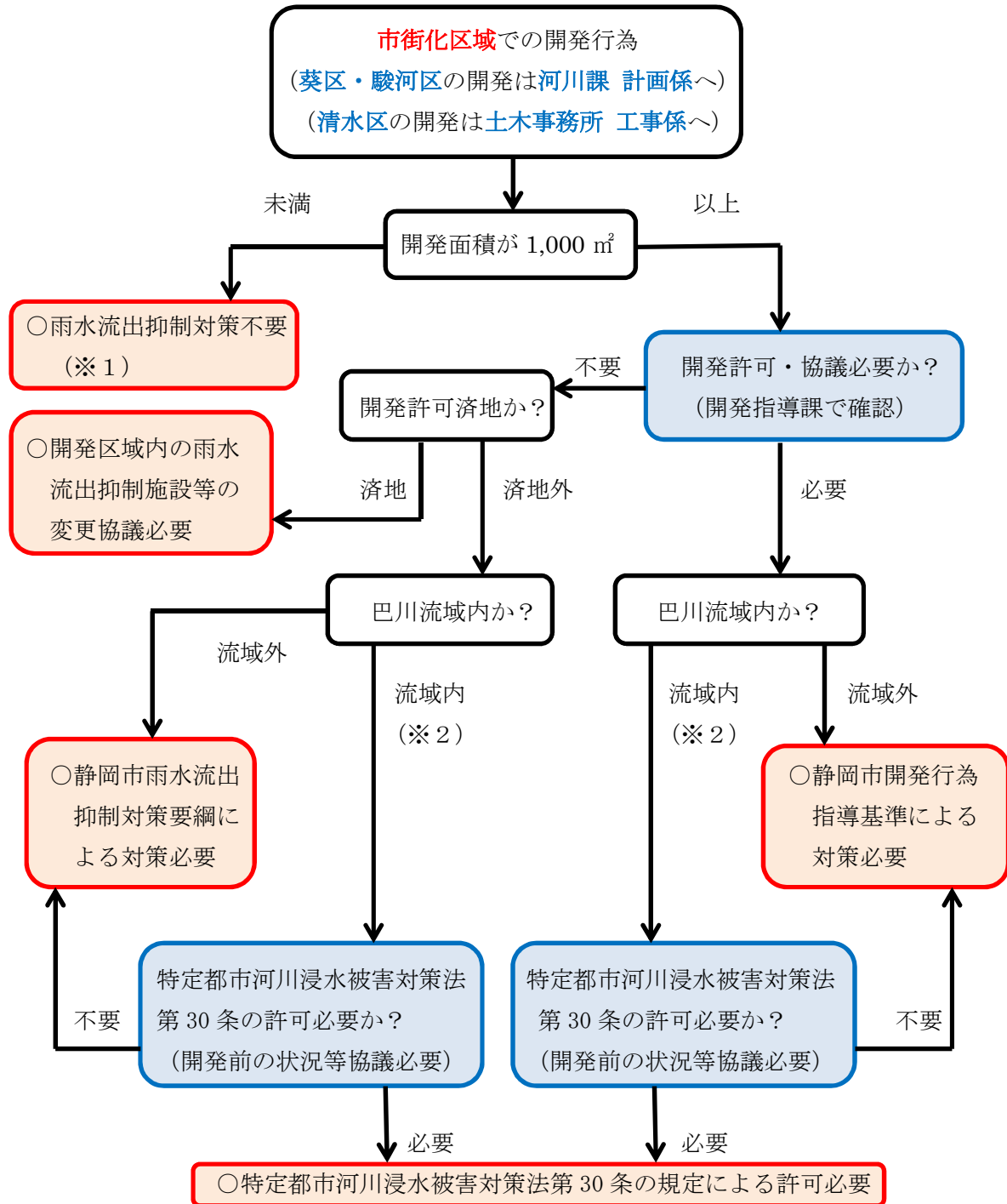


# 雨水浸透阻害行為及び雨水流出抑制対策相談フロー



- ※1 ただし巴川流域の開発で、隣接地の開発が5年以内に行われている場合、又は今後5年以内に隣接地を開発する予定がある場合は協議が必要。
- ※2 遊水地域内で1,000 m<sup>2</sup>を超える土地の盛土をする場合は、別途協議が必要。